

日本消化管学会「胃腸科認定医」制度規定

平成 20 年 10 月一部改訂

平成 21 年 9 月一部改訂

平成 21 年 8 月一部改訂

第 1 章 総 則

第 1 条

本制度は、胃腸病に関する豊富な知識や優れた診療技術を有する医師を育成することにより、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条

1. 前条の目的を達成するために一般社団法人日本消化管学会(以下学会という)は「認定医の申請資格」及び「認定医の認定方法」の規程により認定医に対し認定証を授与する。
2. 前号の認定証は胃腸病に関し十分な学識経験を備え、その診療を担当する素養を有する医師であることを学会が公認するものである。

第 3 条

本制度の維持と運営のため、日本消化管学会「胃腸科認定医」審議委員会を設ける。

第 2 章 審議委員会(以下、委員会という)

第 4 条

委員会は第 1 条に掲げる目的を遂行するために認定医の認定等必要な業務を行う。

第 5 条

委員会は学会理事長の推薦する担当理事と学会代議員のうち理事長が委嘱した若干名で構成する。

第 6 条

委員会委員の任期は 2 年とし、連続 3 期までの再任は妨げない。

第 7 条

委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は担当理事をもって充て、副委員長は委員長の指名により定める。委員長は委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。また委員会は委員長が招集する。

第 3 章 認定医の申請資格

第 8 条

認定医の認定を申請できる者は下記の通りとする。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 学会の会員であり、かつ、申請時に継続して 3 年以上の学会員であること。
3. 認定の手續(第 9 条の「認定方法」をいう)を満たしていること。

第 4 章 認定医の認定方法

第 9 条

認定を申請するものは次の各号に掲げる申請書類を所定の期日までに学会理事長に提出するものとする。

- ・認定医申請書
- ・医師免許証写
- ・履歴書
- ・業績目録(細則に定める)
- ・本学会代議員 2 名の推薦書、または本学会教育集会 当番世話人 1 名の推薦書

第 10 条

認定審査は前条に定める申請書類に基づき、毎年 1 回実施するものとする。
認定審査の期日及び必要な事項は毎年度ホームページに公示するものとする。

第 11 条

委員会は申請内容などを総合的に評価し、理事会に報告する。

第 12 条

学会は合格者に対し認定証を交付する。

第 13 条

認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することは出来ない。

第 5 章 認定医資格の更新

第 14 条

1. 委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、委員会の定める要件(細則に定める)を満たした者について、認定更新の審査を行い、認定医資格を更新する。認定更新手続きについては細則に定める。
2. 認定更新時所定の年齢を越えるもの(65 歳以上)については終身認定医とする。

第 6 章 認定医資格の喪失

第 15 条

認定医は次の事由により、その資格を喪失する。

1. 本人が辞退した時
2. 日本消化管学会会員の資格を喪失した時
3. 申請書類に虚偽が認められた時
4. 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
5. 認定医としてふさわしくない行為のあった時

第 7 章 保 留

第 16 条

認定を受けてから更新までの 5 年間に海外留学、長期病気療養などやむを得ない事情により更新が出来ない場合は、それを証明する書類を添付して更新の保留を申し出ることが出来る。

第 8 章 本制度の運営

第 17 条

この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に定める。

第9章 規則の施行、改廃

第18条

この規則の改廃は委員会の議を経て、日本消化管学会理事会で決定する。

第19条

この規則は平成17年12月13日から施行する。